

# 香南市 ごみ冊子

事業所用



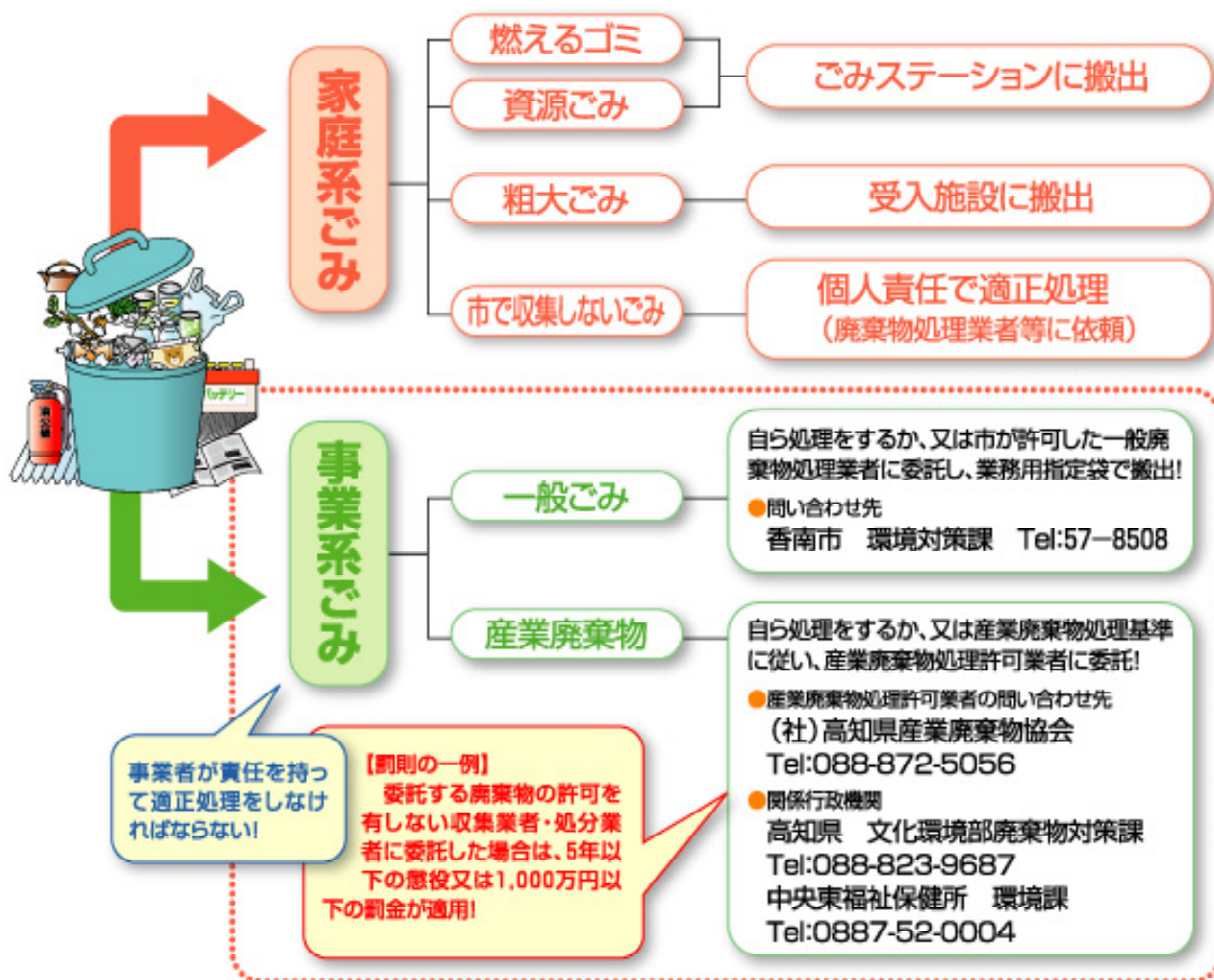
事業者は、その事業活動に伴って生じた  
廃棄物（ごみ）を  
自らの責任において適正に処理  
しなければなりません。

- 事業系ごみは、**ごみステーションには絶対出さないように!**
- 事業系一般ごみは、自ら処理をするか、又は市が許可した一般廃棄物処理業者に委託し、**業務用指定袋**（可燃ごみのみ）で出してください!
- 産業廃棄物は、自ら処理をするか、又は産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物処理許可業者に委託してください!
- 不法投棄は、絶対にしないように!

# 事業系ごみの、適正処理をしていますか？

一般の家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといいます。  
事業系ごみは、さらに一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれます。

## 廃棄物(ごみ)の分類



## 不法投棄はやめて!

不法投棄された産業廃棄物には、有害物質が含まれている場合が多く、深刻な環境破壊につながる恐れがありますので、絶対にしないでください。  
不法投棄を行った場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金 又はこの両方が科せられます。  
(産業廃棄物の場合は、さらに**最高1億円**が加算されます。)

# 事業系ごみを減らし、リサイクルの推進を…

香南清掃組合に持ち込まれる燃えるゴミの約40%は事業系ごみで、処理経費は自治体が負担しています。事業系ごみは、各事業所及び社員一人ひとりの取り組みで、ごみの減量化及びリサイクルの推進、処理経費の削減に大きく貢献します。

事業系一般ごみは、自ら処理をするか、又は市が許可した一般廃棄物処理業者に委託し、燃えるゴミのみ、香南市の『業務用指定ゴミ袋』に入れて出してください。

## 燃えるゴミ



- 十分に水切りを！
- 絶対に不燃物は混ぜないでください！
- 紙くずをはじめ、汚れていない紙類はリサイクルへ！

カン類・ビン類・PETボトル・プラスチック製容器包装は、産業廃棄物処理許可業者に委託するなど、資源の再生利用にご協力ください。

## カン類



- カンのみ入れて出してください！
- 中身を出して、中を軽く水洗いしてください！
- たばこの吸い殻など異物は絶対に入れないでください！

## ビン類



- 透明のビン、茶色のビン、その他の色のビン3種類に色分けして出してください。
- 割れたビンは、紙などで包み3種類を色別に袋へ『割れもの入り』と表示して出してください。

耐火耐熱ガラス製品は、対象外です。

## PETボトル



- ペットボトルマークのあるものが対象です！
- キャップとラベルは、はずしてプラスチック製容器包装へ！
- 中身を出して、中を軽く水洗いし、つぶして出してください！
- たばこの吸い殻など異物は絶対に入れないでください！

## プラスチック製容器包装



- プラスチック製でできた入れもの(容器)や包むもの(包装)がリサイクルの対象です！
- 中身を出して、中を軽く水洗いしてください！
- プラスチック製品自体が商品となっている硬質プラスチックは、対象外です！
- 汚れのひどい物は、燃えるゴミへ！

事業系ごみは、地域にある家庭用のごみステーションには出せません！

# ちょっとしたことで、紙の減量化・リサイクル推進を!

事業系ごみの中で、大きなウエイトを占めるのが「紙ごみ」です。その一方で、ちょっとした努力によって、すぐに減量の成果が表れるのも「紙ごみ」です。

## ①紙の使用量を減らし、ごみも減らそう!

紙の無駄使いになっていませんか?少しでも使用量を減らすことができます!

**コピー用紙は  
両面  
使用量  
半分に!**



**工夫しだいで  
封筒類は何度でも使用**



裏返しても使えます!

**メモ用紙は  
使用済み用紙の  
裏面など使う**



もちろんチラシなども活用しよう!

**書類は  
共有・一元化**

全ての書類を全員が  
保管しておく必要は  
ありません!



**パソコン  
利用による  
ペーパーレス化**

電子メールや  
ファイルを保存などで!



## ②紙をリサイクルしましょう!

各事業所での紙の排出状況に応じて、回収する紙の種類ごとに分別しましょう!紙のリサイクルで分からないことは、古紙回収業者にご相談を!



**混ぜないでください。**

### 禁忌品

紙の原料にならない「禁忌品」は古紙の中には混ぜないでください。「禁忌品」を混ぜないことで、紙の原料としての古紙の価値は高まり、良質な紙に再生されるのです。

#### 紙

- ◆フィルム付封筒
- ◆ビニールコート紙
- ◆ワックス加工紙
- ◆油紙 ◆写真
- ◆合成紙
- ◆防水加工紙
- ◆塗染紙(再転写紙-アイロンプリント等)
- ◆感熱発色紙 ◆感熱紙
- ◆覆カーボン紙 ◆ノーカーボン紙



#### 紙以外

- ◆乾着テープ類
- ◆ワッペン類
- ◆ファイルの金具
- ◆金属クリップ類
- ◆フィルム類
- ◆発泡スチロール
- ◆セロハン
- ◆プラスチック製品
- ◆ガラス製品 ◆布製品



**機密書類は、シュレッダーでなく、溶解を!**

シュレッダーは、紙繊維まで分解しリサイクルができなくなる場合がありますので、溶解処理を依頼しましょう。古紙回収業者にお問い合わせください。

## ③再生紙を使う



# 事業系廃棄物減量計画書の提出を!

事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、事業系廃棄物の発生抑止及び再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量に関する計画を、3月31日までに市長に届け出てください。

### ◎事業用大規模建築物

- ①床面積の合計が1,000㎡以上の建築物
- ②大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗

### ◎減量計画書の届出事業所

環境対策課から通知します。

**香南市 環境対策課**

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地  
Tel:0887-57-8508 Fax:0887-56-0576